

第9日

令和2年9月9日（水）

午前10時零分開議

○議長（堀尾俊浩君） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は18名で、会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配付のとおりであります。御了承願います。

これより議案等の質疑を行います。質疑は、申し合わせにより、同一議題について1人3回までになっております。御了承願います。

まず、報告の質疑を行います。

それでは、報告第19号専決処分^{（一）}の報告について（市道上の事故による損害賠償について）を議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、報告第20号専決処分^{（二）}の報告について（交通事故による損害賠償について）を議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、報告第21号令和元年度朝倉市健全化判断比率等の報告についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、報告第22号令和元年度甘木鉄道株式会社の決算についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、報告第23号令和2年度甘木鉄道株式会社の事業計画についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

以上をもって、報告の質疑を終了いたします。

次に、議案の質疑を行います。

それでは、第50号議案令和元年度朝倉市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第51号議案令和元年度朝倉市住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第52号議案令和元年度朝倉市簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第53号議案令和元年度朝倉市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第54号議案令和元年度朝倉市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第55号議案令和元年度朝倉市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第56号議案令和元年度朝倉市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第57号議案令和元年度朝倉市工業用水道事業の利益の処分及び決算の認定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第58号議案令和元年度朝倉市水道事業の利益の処分及び決算の認定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第59号議案令和元年度朝倉市下水道事業の利益の処分及び決算の認定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第60号議案令和2年度朝倉市一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。質疑はありませんか。6番小島清人議員。

○6番（小島清人君） 補正予算書13ページの18款2項1目1節不動産売払収入5,403万1,000円について質疑します。

質疑事項としては、1点目が売り払った不動産の場所と面積。2点目が売り払った相手方の事業者名、業種、資本金、年間販売額、従業員数、朝倉市へ進出するに至った主な理由、事業操業開始の時期、以上の2点について、まず質疑します。

○議長（堀尾俊浩君） 商工観光課長。

○商工観光課長（時津美穂君） まず、1点目でございます。売り払った不動産の場所と面積は、場所は林田工業団地でございます朝倉市杷木林田1258番の5でございます。面積は7,718.73平方メートルでございます。

2点目は、売り払った相手先でございますけれども、事業者名がSAT GROUP株式会社、業種は農産物の輸出事業と農産物の生産でございます。資本金は3,000万円、年間販売額は平成31年でございますけれども、約4億6,000万円でございます。従業員数は現在社員が4名です。進出後には7名を考えておられます。パートの社員につきましては100人程度を考えていらっしゃいます。

朝倉市へ進出するに至った主な理由でございますけれども、平成28年より柿を中心とする農産物の輸出事業を開始されてあります。タイ、シンガポール、マレーシア等の東南アジア向け販売が堅調に推移いたしまして、現在の選果場が手狭になっておられます。将来の規模拡大を見据えまして工業団地への進出を考えておられます。続いて、操業の開始の時期でございますけれども、平成2年6月の予定でございます。以上でございます。済みません、令和3年、済みません、令和2年6月の予定でございます。以上でございます。

○議長（堀尾俊浩君） 商工観光課長。

○商工観光課長（時津美穂君） 申しわけありません。操業の時期は、令和3年6月の予定でございます。以上です。

○議長（堀尾俊浩君） 6番小島清人議員。

○6番（小島清人君） そこで次の質問事項としましては、売り払った相手方に対する優遇制度の取扱いについて、どのような制度を適用するのか、その適用する制度の内容について質疑します。

○議長（堀尾俊浩君） 商工観光課長。

○商工観光課長（時津美穂君） 朝倉市の企業立地促進条例がございます。固定資産税の課税免除を3年間、それと従業員の市内居住者の30%によりまして2年間の固定資産税の課税の免除がございます。以上でございます。

○議長（堀尾俊浩君） よろしいですか。ほかに皆さんのほうから。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第61号議案令和2年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第62号議案令和2年度朝倉市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第63号議案朝倉市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第64号議案朝倉市健康福祉館条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第65号議案朝倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第66号議案朝倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第67号議案朝倉市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第68号議案朝倉市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第69号議案財産の処分についてを議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第70号議案財産の取得についてを議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第71号議案公の施設の区域外設置に関する協議についてを議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、意見書案第1号地方財政の充実・強化を求める意見書を議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

以上をもって、議案等の質疑を終了いたします。

これより議案等の委員会付託を行います。付託区分については、お手元に配付の付託表のとおりであります。御了承願います。

お諮りいたします。第60号議案については、会議規則第35条第3項の規定により、委員会付託を省略し、各常任委員会において御審査いただきたいと思います。

また、意見書案第1号についても、会議規則第35条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、25日午前10時から行います。

本日は、これにて散会いたします。お疲れさまでした。

午前10時15分散会